

教職員の懲戒処分について

令和元年7月12日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
西高等学校 教諭 佐伯 智 (55歳)	停職 6月	令和元年5月1日(水)午後11時30分頃から翌日午前1時頃までの間、広島市佐伯区内のカラオケ店の個室において、20代の知人女性の服の中に両手を入れて直接胸を揉んだり、服の上から股間を触ったりするなどした。 これらの行為はわいせつな行為に該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 講師 (38歳)	減給10分の1 1月	平成29年11月1日(水)午前6時22分頃、学校に出勤するため自家用車を運転し、廿日市市上平良913番地2先の交差点において、串戸方面から宮島サービスエリア方面に向けて時速約20キロメートルで右折走行中、自動車運転上の注意義務を怠ったため、右側から横断歩行中の男性を転倒させ、外傷性脳損傷で同日午後11時40分頃、搬送先の病院において死亡させた。 このことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp